

大阪湾ブルーカーボン生態系アライアンス（MOBA）
ロゴマーク使用取扱規程

令和7年9月18日 制定

（趣旨）

第1条 本規程は、大阪湾ブルーカーボン生態系アライアンス（以下「MOBA」という。）のロゴマーク（以下「MOBAロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本規程の対象とするMOBAロゴは、別紙1のとおりとする。

（使用承認の申請等）

第3条 MOBAロゴを使用しようとする者は、あらかじめ「使用承認申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して、事務局（使用しようとする場所が大阪府内に限られる場合は大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課、兵庫県内に限られる場合は兵庫県環境部水大気課とし、これ以外の場合はいずれの課でも可とする。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1） 大阪府又は兵庫県内の地方公共団体が使用するとき。
- （2） 大阪府又は兵庫県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- （3） 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- （4） MOBA会員がMOBAの活動を普及啓発する目的で使用するとき。

（使用承認）

第4条 事務局は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、MOBAロゴの使用を承認するものとする。

- （1） 大阪府、兵庫県及びMOBAの品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- （2） MOBAロゴを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- （3） 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- （4） 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- （5） その他、事務局がMOBAロゴの使用について不適当と認めるとき。

2 前項の承認は、「使用（内容変更）承認書」（様式第2号）をもって行うものとする。

（使用料）

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 MOBAロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、事務局の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 承認にかかる物品等の完成品写真は、速やかにその提出を行うこと。

(承認内容の変更の申請)

第7条 MOBAロゴの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「使用内容変更申請書」(様式第3号)を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「使用(内容変更)承認書」(様式第2号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 事務局は、MOBAロゴの使用が本規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該使用承認を取消することができる。

- 2 前項の承認の取消しは、「使用承認取消書」(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、MOBAロゴの使用承認を取消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じて、事務局はその責めを負わない。

- 2 MOBAロゴの使用承認を受けた者が、MOBAロゴの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、事務局は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(使用期間)

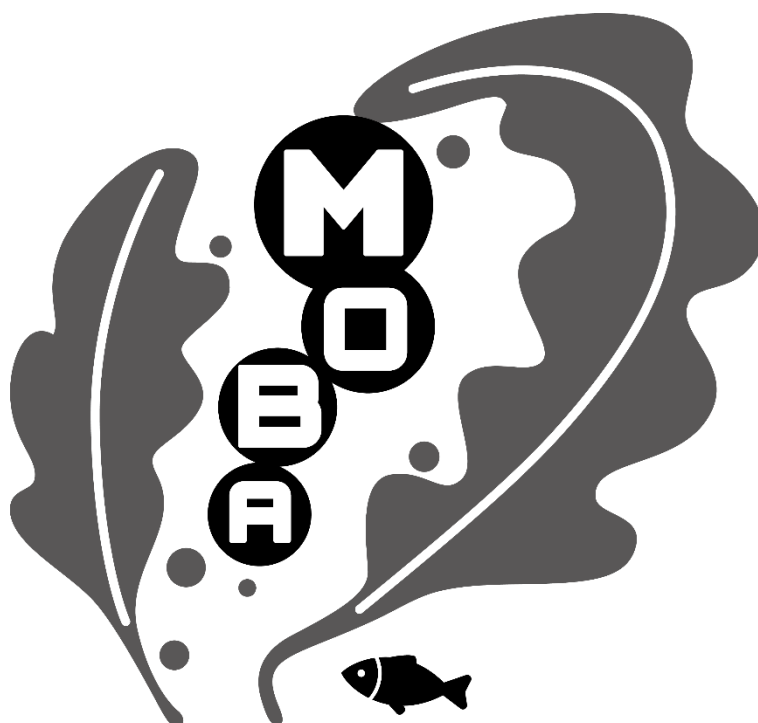
第10条 MOBAロゴの使用期間は承認日から1年以内とする。

(補則)

第11条 本規程に定めるもののほか、MOBAロゴの取扱いについて必要な事項は、事務局が別に定める。



**Members of the Osaka bay
Blue carbon ecosystem Alliance**



**Members of the Osaka bay
Blue carbon ecosystem Alliance**